

平成28年度 事業計画

(自 平成28年4月 至 平成29年3月)

第1 基本方針

本県農業は、豊かな自然や豊富な水資源を有し、首都圏に隣接する恵まれた立地条件のもとで、全国に誇れる優れた農産物を生み出しています。

その一方で、農業・農村は、農業従事者の高齢化、担い手の不足、耕作放棄地の増加、更にはTPPの影響など多くの課題に直面しています。

県では、本県農業・農村が大きく飛躍する重要な転換点として捉え、平成31年度を目標年度とする「群馬県農業農村振興計画」を策定し、農業が魅力ある産業として大きく成長し、農村に活力を取り戻していくこととしています。

この計画では、「元気で魅力あふれる農業・農村の実現」を目指し、「力強く成長する農業の実現」、「活力と魅力にあふれる農村の創造」、「安全・安心な食料の生産・確保」の3つの基本政策を掲げています。

この基本政策の1つである「力強く成長する農業の実現」を達成するために、「農地利用の最適化の推進」が方策として位置づけられており、当社は、担い手への農地集積・集約化の加速化や耕作放棄地の発生抑制と再生支援など、大きな役割を担っています。

このような中、当社の最重要事業である農地中間管理事業がスタートから3年目を迎え、これまでの間、関係機関等と連携しながら事業の推進を図ってきましたが、本県の進捗状況は全国から比べるとまだまだ低い状況にあります。

このため、今年度は5つの重点的な取組みを中心に、組織体制の更なる強化を図りながら農地中間管理機構としての機能を発揮するよう取組みます。

また、新規就農者や青年農業者等の担い手の確保・育成、耕作放棄地の解消に向け新たな事業を活用した再生支援対策、活動などに積極的に取り組めます。

第2 事業計画

1 農地中間管理事業

担い手等への農地集積・集約化を推進し、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進めるため、県、市町村、関係団体との連携を密にしながら、下記事項を中心に事業を推進します。

(1) 重点的に取組む事項

①重点区域・モデル地区の設置

人・農地プランの見直し、集落営農組織の法人化、基盤整備事業の実施・計画地区との連携など、原則、県内全市町村1箇所以上に設置する重点区域や県内の優良事例となるよう設定したモデル地区における事業を推進します。

②推進体制の強化

県が策定した平成28年度人・農地政策推進方針及び人・農地政策取組事項に基づき、県、県地域機関、市町村、市町村農業委員会及びJA等、関係機関と役割分担を明確にした中で、県域段階の人・農地政策推進進会議、地域段階の人・農地政策推進会議等で調整を図りながら事業を推進します。

特に、農業委員会法の改正によって、農地の集積・集約が農業委員会の必須業務となったことから、新たに設置される「農地利用最適化推進委員」と連携を図ります。

さらに、市町村、農業委員会及びJA等と地域の自主的な取り組みを促進するため、新たに農地集積相談員を各農業事務所に配置して、コーディネート機能を強化します。

③広報宣伝活動の継続

事業開始年度から農業者向けのリーフレット及びパンフレット、テレビ・ラジオCM、新聞広告等、農地の出し手向けに様々な角度から周知を図ってきており、引き続き、費用対効果を勘案した啓発普及に取り組めます。

④遊休農地対策の強化

農業委員会が実施する農地利用意向調査の結果、農地中間管理事業を利用する意志のあった遊休農地について、保全管理を実施にします。

また、耕作放棄地の解消に際しては、県の新規事業である耕作放棄地リフレッシュ促進事業の活用を図ります。

⑤農地耕作条件改善事業（機構事業主体）の推進

平成27年度に実施した明和町矢島地区に引き続き、今年度は、明和町南大島地区（モデル地区）において、畦畔除去による田の区画拡大を実施するとともに、農地の集積・集約化に取り組めます。

(2) 農地中間管理事業（貸借）

借入計画		貸付計画		備考
件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	
3,020	1,510	500	1,500	

貸付計画の内訳			
前年度借入後貸付		40	
当該年度借入後貸付		1,460	
前年度保全管理		0	

○賃料

※農地貸借の権利設定のうち使用貸借の割合は県平均で3割（28%）程度であるが、水田地帯が多い地域では、米価下落等の影響も続いており、使用貸借契約が増加していることから、使用貸借の割合を平成27年度同様、5割と設定する。賃借料は県平均10,000円/10aとした。

単位：千円

賃料	備考
(75,000)	H28年度分
12,700	H27年度分
1,420	H26年度分

(3) 借地農地管理等事業

農業委員会が実施する農地利用意向調査の結果を踏まえ、農地中間管理事業を利用する意志があった遊休農地については、「農地中間管理事業における遊休農地対策実施要領」に基づき保全管理を実施します。

区分	面積(ha)	金額(千円)	備考
保全管理 農地管理(草刈り等)	10	4,500	H26年： 0ha H27年： 0ha H28年： 10ha
計		4,500	45,000円/10a

※年間を通じて、保全管理する面積は遊休農地対策として10ha。

※条件整備（簡易整備、耕作放棄地再生等）は、借受者の要望に応じて対応する。

(4) その他

① 県内大学が行う調査研究との連携

高崎経済大学地域政策学部地域政策学科が行う農地中間管理事業の調査研究に対して情報提供等を行い、事業の課題やモデル地区等の実態調査・分析結果を次年度以降の取組みの参考としていきます。

② 借受応募者への情報提供

貸付希望申出のあった農用地の情報を四半期毎にとりまとめ、公社ホームページ等を通じて借受応募者へ情報提供し、農地のマッチングを進めます。

③ 顧客リストの作成

農地のマッチングを進める手段として、顧客リストを作成し、借受応募者に対するニーズの把握を図ります。

(5) 農地中間管理事業を重点的に実施する区域

公益財団法人群馬県農業公社農地中間管理事業規程第6条に規定する「重点的に実施する区域」等は、以下のとおりとする。(重点区域49(継続23、新規26)モデル地区3)

	重点区域名	市町村名	モデル地区	継続・新規
1	南部	前橋市	○	継続
2	前橋・上川淵	前橋市		継続
3	荒砥	前橋市		新規
4	宮城	前橋市		新規
5	赤城・北橋	渋川市		継続
6	古巻・豊秋	渋川市		新規
7	名和	伊勢崎市		新規
8	上陽	玉村町		継続
9	上新田・与六分	玉村町		新規
10	芝根	玉村町		新規
11	馬庭	高崎市		新規
12	美土里	藤岡市		継続
13	下戸塚・岡之郷	藤岡市		継続
14	笹川沿岸	藤岡市		継続
15	牛田川除	藤岡市		継続
16	宇田・一ノ宮	富岡市		継続
17	松義台地【松義東部】	安中市・富岡市	○	継続
18	馬山	下仁田町		新規
19	美野原	中之条町		継続
20	根古屋・細谷	東吾妻町		新規
21	高山	高山村		新規
22	応桑・北軽井沢	長野原町		新規
23	前口	草津町		新規
24	干俣バラギ	嬭恋村		新規
25	仙之入	嬭恋村		新規

26	上発知町	沼田市		継続
27	門前・天神	川場村		継続
28	赤城西麓等	昭和村		新規
29	みなかみ中央(上野原・北原・若栗)	みなかみ町		継続
30	休泊	太田市		継続
31	沖野	太田市		継続
32	強戸	太田市		新規
33	赤岩	千代田町		新規
34	寄井	板倉町		継続
35	五箇谷	板倉町		継続
36	飯野南部	板倉町		新規
37	矢島	明和町	○	継続
38	南大島	明和町	○	継続
39	斗合田	明和町		継続
40	梅原	明和町		継続
41	下江黒	明和町		新規
42	大佐貫	明和町		新規
43	柳島	邑楽町		新規
44	堰ノ上	邑楽町		新規
45	西田	邑楽町		新規
46	谷中田	邑楽町		新規
47	住谷崎	邑楽町		新規
48	足次町伊谷田	館林市		継続
49	日向	館林市		新規
50	上細井中西部	前橋市		新規
51	山王道	伊勢崎市		新規
52	川原大輪原	洪川市		新規
53	広馬場	榛東村		新規

54	大久保・漆原	吉岡町		新規
55	新里	桐生市		新規
56	尾島	太田市		新規
57	笠懸	みどり市		新規
58	大間々	みどり市		新規
59	原橋下	板倉町		新規
60	大同	板倉町		新規
61	上小泉	大泉町		新規
62	坪谷・八丁	邑楽町		新規
63	洪沼	邑楽町		新規
64	藤川	邑楽町		新規
65	光善寺	邑楽町		新規

※重点区域とモデル地区の名称が異なる区域は、モデル地区名を【 】書きで記載。

2 農地中間管理事業（特例事業）

農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地集積・集約化を進めるため、農地中間管理機構の特例事業として、農用地等の売買を実施します。

（1）農地売買支援事業（補助対象）

※認定農業者等であって、一定の面積（概ね1ha以上の団地を形成）を超える案件

区 分	買 入 計 画			売 渡 計 画		
	件 数	面積(ha)	金 額(千円)	件 数	面積(ha)	金 額(千円)
農 地	25	9.2	90,000	28	10.5	102,000

※買入及び売渡事務手数料は除く。

（2）一般事業（非補助） ※上記以外の案件

区 分	買 入 計 画			売 渡 計 画		
	件 数	面積(ha)	金 額(千円)	件 数	面積(ha)	金 額(千円)
農 地	4	0.8	10,000	3	0.8	9,000

※買入及び売渡事務手数料は除く。

3 農地保有合理化事業

平成25年度までに規模縮小農家等から買い入れた農地を、認定農業者等の担い手に売り渡すため、次の各事業を実施します。

（1）農地保有合理化事業（補助）【松義中部地区】

区 分	買 入 計 画			売 渡 計 画		
	件 数	面積(ha)	金 額(千円)	件 数	面積(ha)	金 額(千円)
農 地				1	1.8	13,400

※売渡手数料は除く。

（2）農地保有合理化促進事業（特別タイプ【担い手育成タイプ】）

区 分	買 入 計 画			売 渡 計 画		
	件 数	面積(ha)	金 額(千円)	件 数	面積(ha)	金 額(千円)
農 地				1	0.7	21,000

※売渡手数料は除く。

4 担い手の確保・育成事業

(1) 農業後継者育成基金事業

農業後継者育成基金の運用益により、農業後継者の定着化、農業青年の研修・仲間づくり活動及び組織活動を支援します。

区分 (予算額)	事業内容	対象者等	時期
農業後継者定着化促進事業 (1,300千円)	1 就農・結婚相談活動の委託 2 青年農業士等の活動の助成 3 地域の就農促進活動の助成	委託先 群馬県農業経営士協議会 助成先 県内 3団体 (年1回) 助成先 県内 4団体	通年
農業青年仲間づくり活動促進事業 (626千円)	1 視察・事例調査等への助成 2 共同プロジェクトの実施への助成	助成先 県内 13団体 (年1回) 助成先 県内 4団体 (年1回)	
農業青年組織活動事業 (431千円)	1 県内全体を活動範囲とする団体への助成 2 農業事務所普及指導課又は農業指導センターが管轄する地域以上の広域性を持って活動する団体への助成	助成先 県内 7団体 (年1回)	通年
合計 2,357千円			

(2) 青年等就農支援事業

農業経営基盤強化促進法（平成25年法律第102号）第14条第11項の規定により、群馬県から県青年農業者等育成センターとして就農促進のための拠点と位置づけられました。就農を希望する青年等に対する就農相談・無料職業紹介等の支援活動を実施します。

区分 (予算額)	事業内容	対象者等	時期
青年等就農支援事業 (3,314千円)	1 就農支援活動の推進	就農関連情報収集活動の実施	通年
	2 就農相談活動の実施	就農希望者への情報提供 新規就農相談会への参加	
	3 職業紹介活動の実施	求人・求職情報の収集・管理・職業紹介	
	4 就農支援資金の償還	就農支援資金の償還指導等	

(3) 就農支援資金の償還

農業経営基盤強化促進法（平成25年法律第102号）により、これまで県青年農業者等育成センターとして就農を希望する青年等に対して行ってきた就農研修及び就農準備に要する資金の貸付け業務は、株式会社日本政策金融公庫が実施することとなりましたが、従前より貸付された案件については償還業務を継続しています。

区 分	対 象 案 件 数	貸付残高(円)
就農研修資金（青年）	1 件	1,308,000
就農研修資金（中高年）	1 件	250,000

※平成28年2月末現在

5 農地と担い手の相互調整事業

将来を担う意欲的な農業者やこれから就農を希望する者、あるいは農業に参入したい企業や規模拡大を志向する農業経営体などからの要望に対応するため、農地等の情報や相談、就農後のフォローアップまでの総合的な支援を行います。

(1) 体験農園の運営

群馬県立農林大学校保渡田農場の一部を借り受け、農業未経験者や農業に興味を持つ者に対して農業の基礎知識と技術を習得する機会を提供し、新たな就農へのきっかけ作りとなる場の体験農園を運営します。

特に実践コースについては、今年度から応募者の希望に応じた柔軟な区画設定を可能としました。

区 分	区画面積	区画数	面積 (ha)	備 考
初心者コース	70㎡	8	0.2	農園全体面積 1.4ha
実 践コース	100~500㎡	6(最大)	0.37	

(2) 耕作放棄地再生支援

耕作放棄地の再生利用を促進するため、再生方法の提案や再生費用の積算支援及び新たに創設された耕作放棄地リフレッシュ促進事業を活用した荒廃農地の再生対策に取り組みます。

①相談等支援

区 分	件 数
相談及び支援件数	30 件

②対策事業

地 域 名	面 積 (ha)	金 額 (千円)	備 考
県内全域	10.0	20,000	

6 粗飼料収穫・調製受託事業

地域における粗飼料収穫調製作業受託組織（コントラクター）の育成指導を行い、作業主体を確保するため、前橋市内の団体に作業機械を貸し付けていましたが、平成27年度に完了しました。

また、他の地域でもコントラクターの育成が進んできたことから、粗飼料収穫・調整受託事業は終了し、保有する作業機械の処分を適切に進めます。

7 農用地等の整備・改良等の受託事業

農業者等からの作業委託を受けて、公社が保有する農業用機械を活用し、草刈りや耕起など農地の保全管理等を実施するほか、国庫補助事業（農地耕作条件改善事業）を活用した畦畔除去、均平作業による水田の区画拡大を実施して、農地の集積・集約化の推進に取り組めます。

地域名	面積(ha)	金額(千円)	備考
県内全域	10.0	6,000	農地整備(畦畔撤去等)
	2.0	1,000	農地整備(草刈、耕起等)
計	12.0	7,000	